

岐阜県公害防止条例

事業場内特定作業対象作業

番号	事業場内特定作業
一	板金又は製かん作業（厚さ0.5mm以上の金属板を加工する事業場内の作業に限る。）
二	鉄骨又は橋りょう組立作業（建築の現場の作業以上の作業であって事業場内のびょう打ちに限る。）
三	チェーンソーを使用する作業（事業場内の作業に限る。）

岐阜県公害防止条例施行規則 別表第十四より